平成25年10月28日(月) 国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所 宇都宮市 建設部 道路保全課 栃木県警察本部 交通部 交通規制課

# 記者発表資料

# 自転車の車道走行が増加

~自転車通行ルールに理解が示される~

宇都宮国道事務所、宇都宮市、栃木県警察本部において、国道4号 (泉が丘交差点~宇都宮東警察署付近)及び、交差する宇都宮市道で、 今年2月より車道に自転車の走行位置【青い矢印 > (通称:矢羽根) など】を明示しています。この度、半年後の効果についてお知らせします。

ビデオ調査より、主に以下の効果が確認されました。

# ①交差点内での車道走行(矢羽根に沿って走行)が増加。

東署南交差点での自転車の車道走行(矢羽根沿って走行)は、**国道4号で約3.3倍、宇都宮市道で約1.5倍**と増加し、交差点内での車道走行が促進されました。[別添1参照]

# ②単路部での車道走行(矢羽根に沿って走行)が増加。

車道(単路部)では歩道上走行が減少し、車道走行(矢羽根に沿って走行)が、**国道4号で約2.6倍**に、**宇都宮市道で約1.4倍**に増加し、単路部での車道走行が促進されました。 「別添2参照]

# ③交差点で自転車の二段階右折が増加。

東署南交差点における車道での自転車の二段階右折は、滞留スペースの明示により事前調査2件→半年後(今回)6件と増加しており、交差点の二段階右折が理解されてきました。「別添3参照]

※平成24年11月に国土交通省、警察庁にて策定された「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を踏まえ、栃木県の特徴などを考慮した「栃木県版自転車利用環境創出ガイドライン」を策定する 予定です。今後、このガイドライン(案)に関するアンケートなどを予定しておりますので、その際は、 改めて、お知らせいたします。

#### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、栃木県政記者クラブ

#### お問合せ先

国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所 副所長:清水 信男 電話:028-638-2181 (代表)

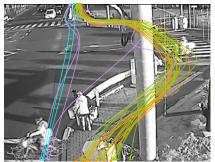
宇都宮市 建設部 道路保全課 課長補佐:矢野 公久 電話:028-632-2523(直通)

栃木県警察本部 交通部 交通規制課 課長補佐:大澤 賢吾 電話:028-621-0110(代表)

# 交差点内での車道走行(矢羽根に沿って走行)が増加

- ●自転車の走行軌跡(東署南交差点)
- 1)国道4号片方向のみ(上り)
  - ■交差点の自転車横断帯を撤去し、交差点内に走行位置を明示する矢 羽根を設置した結果、国道4号から交差点に進入し、車道を走行した 自転車\*が事前調査に比べて約3.3倍に増加しており、交差点での車 道走行が促進されました。

#### ◆事前調査



直進した自転車:25台/2時間 うち、車道を走行した自転車 :4台/2時間(16%)

#### ◆半年後



直進した自転車:29台/2時間 うち、車道を走行した自転車\* :15台/2時間(52%)

#### 【観測位置・観測方向】



\* 半年後調査は矢羽根に沿って走行した自転車のみ対象

※走行軌跡を色分け表示(赤、黄、橙色は逆走)

分析対象: 【事前】2013.1.29(火)、【半年後】2013.9.27(金) 朝ピーク時(7~9時)

車道走行が 約3.3倍に増加

# 2)宇都宮市道片方向のみ(上り)

■宇都宮市道から交差点に進入し車道を走行した自転車\*が、事前調査に比べて約1.5倍に増加しており、交差点での車道走行が促進されました。

#### ◆事前調査



直進した自転車:106台/2時間 うち、車道を走行した自転車 :40台/2時間(38%)

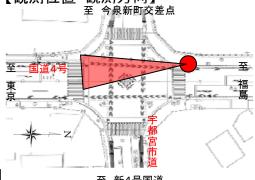
#### ◆半年後



直進した自転車:116台/2時間 うち、車道を走行した自転車\*

:65台/2時間(56%)

### 【観測位置・観測方向】



至 新4号国道

車道走行が 約1.5倍に増加 \* 半年後調査は矢羽根に沿って走行した自転車 のみ対象

※走行軌跡を色分け表示(赤、黄、橙色は逆走)

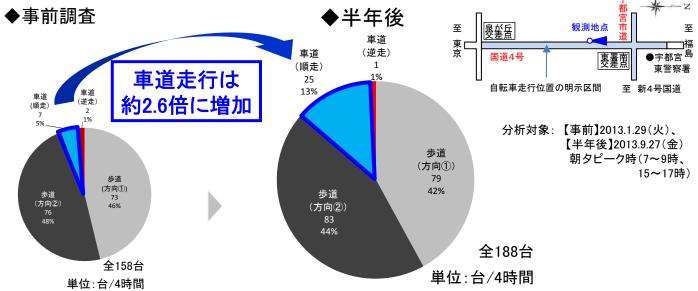
分析対象: 【事前】2013.1.29(火)、【半年後】2013.9.27(金) 朝ピーク時(7~9時)

### 別添2

# 単路部での車道走行(矢羽根に沿って走行)が増加

- ●方向別走行位置別交通量
- 1)国道4号(下り)単路部
  - ■国道4号に自転車の走行位置を明示する矢 羽根を設置した結果、車道を順走する自転 車が、事前調査と比べて約2.6倍に増加。 自転車の車道走行が促進されました。

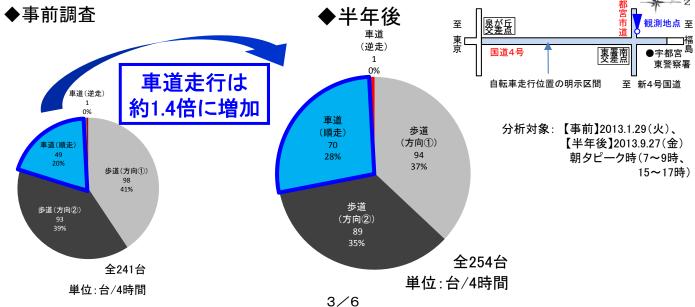




# 2)宇都宮市道(上り)単路部

■宇都宮市道に自転車の走行位置を明示する矢羽根を設置した結果、車道を走行する自転車が、事前調査と比べて約1.4倍に増加、自転車の車道走行が促進されてました。



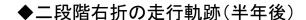


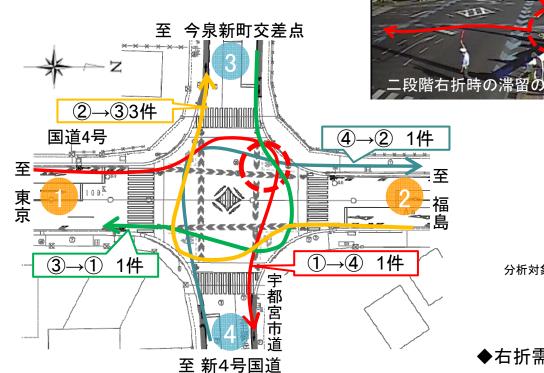
#### 別添3

# 交差点で自転車の二段階右折が増加

# ▶二段階右折台数•右折需要(東署南交差点)

■東署南交差点における車道での二段階右折は、滞留スペースの明示 により、朝夕ピーク時(4時間)で事前調査2件、半年後(今回) 6件で増加し、交差点の二段階右折が理解されてきました。





分析対象: 【事前】2013.1.29(火)、 【半年後】2013.9.27(金) 朝タピーク時(7~9時、 15~17時)

# ◆右折需要(事前・半年後)

方向			国道側から右折			市道側から右折		
			⊕→⊕	②→③	国道計	③→①	⊕→②	市道計
事	前	(台/4時間)	31	42	73	16	24	40
半 左	∓ 後	(台/4時間)	21	59	80	13	50	63

# 【自転車の利用状況(国道4号)】

#### (交差点部)



### (単路部)



# 車道に自転車の走行位置を明示します

実施期間:平成25年2月上旬~3月中旬

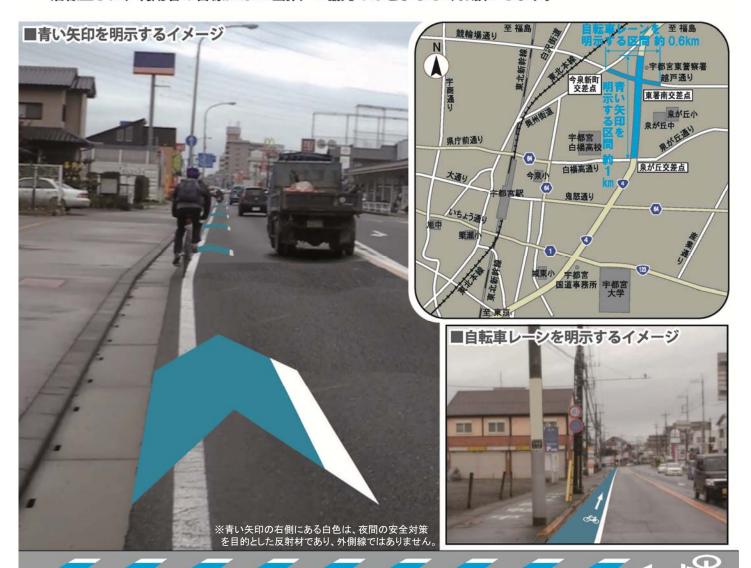
実施区間: 国道4号 (泉が丘交差点~宇都宮東警察署付近までの約1km)

宇都宮市道 (今泉新町交差点~今泉町までの約 0.6km)

# 自転車は車両です。車道の左側を通行するのが原則です。

自転車が車道を走行するときの安全性・快適性を向上させるため、自転車レーンの設置を進めてきて いますが、十分な幅員が確保できない場合は、自転車の走行位置の目安として、車道に青い矢印を明示 します。

沿線並びに、利用者の皆様にはご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。



宇都宮国道事務所、宇都宮市、栃木県、栃木県警察本部 実施主体

国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所

■お問い合わせ

〒321-0931 栃木県宇都宮市平松町 504 TEL(028)638-2181(代) URL: http://www.ktr.mlit.go.jp/utunomiya/ 宇都宮国道事務所



### 基本ルール

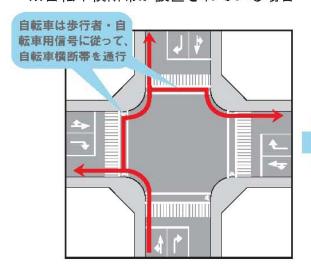
自転車は道路交通法上、軽車両として扱われ、車道の左側を通行するのが原則です。子どもや高齢 の方、あるいは車道が危険な場合などは、歩道の車道寄りをゆっくり(すぐ止まれる速度)通行でき ますが、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは一時停止しなければなりません。

### 交差点の通行方法が変わります

➡:自転車の通行ルート

#### 【実施前】

※自転車横断帯が設置されている場合



### 【実施中】

※試験的に自転車横断帯を撤去します。



### 走行時の注意事項

🚳: 自転車への注意事項 🚗: クルマへの注意事項

自転車の右側走行(逆走)は禁止



自転車の併走は禁止



違法駐車禁止



自転車との間隔を確保





#### 自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
- ③子どもはヘルメットを着用